

令和3年2月2日

千葉県報第13603号 別冊

令和2年度第4回

監 査 結 果

千葉県監査委員

令和2年11月1日から令和2年12月31日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年1月29日

千葉県監査委員 中 島 輝 夫

千葉県監査委員 川 口 明 浩

千葉県監査委員 林 幹 人

千葉県監査委員 山 本 義 一

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監 査 の 概 要

| | |
|------------------|---|
| 1 定 期 監 査 | 1 |
| (1) 監 査 等 の 種 類 | 1 |
| (2) 監査の実施内容及び着眼点 | 1 |
| (3) 監 査 の 対 象 等 | 1 |
| 2 財政的援助団体等の監査 | 2 |
| (1) 監 査 等 の 種 類 | 2 |
| (2) 監査の実施内容及び着眼点 | 2 |
| (3) 監 査 の 対 象 等 | 2 |

第2 定 期 監 査 の 結 果

| | |
|---|---|
| 1 普 通 会 計 | 3 |
| (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要 | 3 |
| (2) 指 摘 事 項 及 び 注 意 事 項 に 係 る 個 別 の 結 果 | 4 |
| ア 健康福祉部出先機関 | 4 |
| イ 農林水産部出先機関 | 4 |
| ウ 教育委員会教育機関 | 5 |
| (3) 監 査 の 実 施 状 況 | 6 |
| 2 公 営 企 業 会 計 | 9 |
| (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要 | 9 |
| (2) 指 摘 事 項 及 び 注 意 事 項 に 係 る 個 別 の 結 果 | 9 |
| (3) 監 査 の 実 施 状 況 | 9 |

第3 財政的援助団体等の監査の結果

| | |
|---|----|
| 1 出 資 団 体 | 10 |
| (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要 | 10 |
| (2) 指 摘 事 項 及 び 注 意 事 項 に 係 る 個 別 の 結 果 | 10 |
| ・ 千葉県住宅供給公社 | 10 |
| (3) 監 査 の 実 施 状 況 | 10 |
| (4) 団 体 の 概 要 | 11 |
| 2 補 助 金 交 付 団 体 | 28 |
| I 学校法人(私立高等学校) | 28 |
| (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要 | 28 |
| (2) 指 摘 事 項 及 び 注 意 事 項 に 係 る 個 別 の 結 果 | 28 |
| (3) 監 査 の 実 施 状 況 | 28 |

| | |
|------------------------|----|
| Ⅱ その他の団体 | 28 |
| (1) 指摘等結果の概要 | 28 |
| (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果 | 28 |
| ・ 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 | 28 |
| (3) 監査の実施状況 | 29 |
| | |
| 3 公の施設の管理団体 | 29 |
| (1) 指摘等結果の概要 | 29 |
| (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果 | 29 |
| (3) 監査の実施状況 | 29 |

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

ア 適正な財務事務の執行について

(ア) 収入未済について

a 普通会計

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金等の収入未済については、適正な債権管理の手續等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認する。

b 公営企業会計

水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手續等が講じられているかを確認する。また、破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

(イ) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認する。また、施工時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(ウ) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(エ) 財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ 内部統制について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理などの徹底

(3) 監査の対象等

| | |
|-----------|-------------------------|
| ア 実施した範囲 | 令和2年度会計に係る執行分 |
| イ 実施した期間 | 令和2年11月1日から令和2年12月31日まで |
| ウ 監査実施機関数 | 普通会計 243機関（出先機関等243機関） |
| | 公営企業会計 1機関（出先機関 1機関） |
| | 計 244機関（出先機関等244機関） |

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査等の種類 地方自治法第199条第7項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第3号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

ア 出資団体

出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼に実施した。

また、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況について確認した。

イ 補助金交付団体

補助事業が目的に沿って適切かつ能率的に執行されているか及び補助金に係る会計処理は適正に行われているかを主眼に実施した。

ウ 公の施設の管理団体

公の施設の管理業務が目的に沿って適切かつ能率的に執行されているか及び指定管理料に係る会計処理は適正に行われているかを主眼に実施した。

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲

令和元年度会計に係る執行分

イ 実施した期間

令和2年11月1日から令和2年12月31日まで

ウ 監査実施団体数

出資団体 9団体
補助金交付団体 6団体（学校法人（私立高等学校）5団体、
その他の団体1団体）

公の施設の管理団体 2団体

計 17団体

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した243機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…19機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項（19件）

- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7件
- ・ 個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・5件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・ PCR検査の事務処理の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・1件
- ・ PTA会費の着服等について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・1件

ウ 指導事項（66件）

- ・ 契約事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17件
- ・ 収入未済に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14件
- ・ 支出負担行為の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6件
- ・ 物品等の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- ・ 収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・ 入試出願事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件

【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

| 区分 | 基準 |
|------|---|
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合 |
| 指導事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・ 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合 |

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 健康福祉部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|------------|--|
| 海匠健康福祉センター | 注意事項 源泉徴収した所得税について、納付時期の遅延1件(71,470円)及び当該遅延に伴う延滞税(1,500円)の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |
| 山武健康福祉センター | 注意事項 雑入(生活保護費弁償金等)について、令和2年9月末現在で24,394,193円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |
| 長生健康福祉センター | 注意事項 雑入(生活保護費弁償金等)について、令和2年9月末現在で20,207,662円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |
| 衛生研究所 | 注意事項 PCR検査に係る事務処理に適正を欠く事例が認められたことから、今後はこのような事態を発生させないよう、改善策に取り組み、再発防止に努めること。 |
| 市川児童相談所 | 注意事項 民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和2年9月末現在で31,153,886円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |
| 柏児童相談所 | 注意事項 民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和2年9月末現在で25,489,280円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |
| 東上総児童相談所 | 注意事項 民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和2年9月末現在で13,442,060円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |
| 君津児童相談所 | 注意事項 民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和2年8月末現在で11,979,156円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |

イ 農林水産部出先機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|---------|---|
| 南部林業事務所 | 注意事項 特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入について、令和2年8月末現在で38,569,287円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 |
| 銚子水産事務所 | 注意事項 雑入について、調定が欠落している事例が5件(15,948円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |

ウ 教育委員会教育機関

| 監査対象機関 | 指摘事項等 |
|----------------|--|
| 船橋啓明高等学校 | <p>注意事項 P T A会費等について、職員が着服した事例（219,000 円）及び紛失した事例（189,500 円）が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、現金の適正な管理を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 船橋二和高等学校 | <p>注意事項 生徒の個人情報に記載された書類を一時紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 流山高等学校 | <p>注意事項 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）について、調定が6か月以上遅延している事例が2件（248,900 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p> |
| 印旛明誠高等学校 | <p>注意事項 法人情報を含む書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 成田西陵高等学校 | <p>注意事項 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）について、調定が3か月以上遅延している事例が1件（438,400 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p> |
| 小見川高等学校 | <p>注意事項 生徒の個人情報が記録されたファイルを、第三者に誤って送信した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 大原高等学校 | <p>注意事項 委託料の執行について、事務の遅延に伴う過大な支出（34,100 円）が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 市川特別支援学校 | <p>注意事項 児童の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |
| 特別支援学校市川大野高等学園 | <p>注意事項 生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> |

(3) 監査の実施状況

【普通会計（出先機関等） 243機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|---------|--|------------|
| 総務部 | 葛南地域振興事務所、東葛飾地域振興事務所、海匝地域振興事務所、長生地域振興事務所、夷隅地域振興事務所 | 令和2年12月24日 |
| | 香取地域振興事務所 | 令和2年11月6日 |
| | 安房地域振興事務所 | 令和2年12月1日 |
| | 職員能力開発センター | 令和2年12月10日 |
| | 文書館 | 令和2年12月17日 |
| 総合企画部 | 男女共同参画センター | 令和2年12月24日 |
| 防災危機管理部 | 消防学校 | 令和2年12月24日 |
| 健康福祉部 | 習志野健康福祉センター、市川健康福祉センター、海匝健康福祉センター、山武健康福祉センター、長生健康福祉センター、夷隅健康福祉センター、市原健康福祉センター、衛生研究所、市川児童相談所、柏児童相談所、銚子児童相談所、東上総児童相談所、女性サポートセンター、中央障害者相談センター、東葛飾障害者相談センター、精神保健福祉センター、保健医療大学、鶴舞看護専門学校、野田看護専門学校、動物愛護センター、中央食肉衛生検査所、東総食肉衛生検査所 | 令和2年12月24日 |
| | 安房健康福祉センター | 令和2年12月1日 |
| | 君津児童相談所 | 令和2年12月8日 |
| 環境生活部 | 環境研究センター、消費者センター | 令和2年12月24日 |
| 商工労働部 | 市原高等技術専門校、我孫子高等技術専門校、旭高等技術専門校、東金高等技術専門校、障害者高等技術専門校 | 令和2年12月24日 |
| 農林水産部 | 千葉農業事務所 | 令和2年12月10日 |
| | 東葛飾農業事務所 | 令和2年11月17日 |
| | 農林総合研究センター | 令和2年11月18日 |
| | 中央家畜保健衛生所、東部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所、館山水産事務所、水産情報通信センター | 令和2年12月24日 |
| | 南部家畜保健衛生所、南部林業事務所 | 令和2年12月17日 |
| | 銚子水産事務所 | 令和2年12月18日 |
| | 勝浦水産事務所 | 令和2年11月25日 |
| | 南部漁港事務所 | 令和2年12月1日 |
| 県土整備部 | 銚子土木事務所 | 令和2年12月18日 |
| | 亀山・片倉ダム管理事務所、高滝ダム管理事務所、流山区画整理事務所 | 令和2年12月24日 |

| | | |
|-----------------------|---|-------------------|
| <p>教育庁 教育事務所</p> | <p>葛南教育事務所、東葛飾教育事務所、北総教育事務所、東上総教育事務所、南房総教育事務所</p> | <p>令和2年12月24日</p> |
| <p>教育委員会 教育機関</p> | <p>さわやかちば県民プラザ、中央図書館、東部図書館、美術館、現代産業科学館、関宿城博物館、千葉工業高等学校、生浜高等学校、磯辺高等学校、泉高等学校、柏井高等学校、千葉大宮高等学校、土気高等学校、犢橋高等学校、八千代高等学校、実籾高等学校、船橋高等学校、薬園台高等学校、船橋啓明高等学校、船橋芝山高等学校、船橋二和高等学校、船橋古和釜高等学校、船橋法典高等学校、船橋豊富高等学校、船橋北高等学校、国府台高等学校、国分高等学校、行徳高等学校、市川東高等学校、市川昴高等学校、市川南高等学校、浦安高等学校、浦安南高等学校、鎌ヶ谷高等学校、鎌ヶ谷西高等学校、松戸高等学校、小金高等学校、松戸南高等学校、松戸六実高等学校、松戸向陽高等学校、松戸馬橋高等学校、東葛飾高等学校、柏高等学校、柏南高等学校、柏陵高等学校、柏の葉高等学校、柏中央高等学校、沼南高等学校、沼南高柳高等学校、流山高等学校、流山おおたかの森高等学校、流山南高等学校、流山北高等学校、野田中央高等学校、清水高等学校、関宿高等学校、我孫子高等学校、我孫子東高等学校、白井高等学校、印旛明誠高等学校、成田西陵高等学校、成田国際高等学校、成田北高等学校、下総高等学校、富里高等学校、佐倉高等学校、佐倉東高等学校、佐倉西高等学校、佐倉南高等学校、八街高等学校、四街道高等学校、四街道北高等学校、佐原高等学校、佐原白楊高等学校、小見川高等学校、銚子高等学校、銚子商業高等学校、東総工業高等学校、匝瑳高等学校、松尾高等学校、成東高等学校、東金商業高等学校、大網高等学校、九十九里高等学校、長生高等学校、茂原高等学校、茂原樟陽高等学校、一宮商業高等学校、大多喜高等学校、大原高等学校、長狭高等学校、安房拓心高等学校、安房高等学校、館山総合高等学校、天羽高等学校、君津商業高等学校、君津高等学校、上総高等学校、君津青葉高等学校、千葉中学校、東葛飾中学校、千葉聾学校、桜が丘特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校、千葉特別支援学校、八千代特別支援学校、船橋特別支援学校、特別支援学校市川大野高等学園、松戸特別支援学校、柏特別支援学校、特別支援学校流山高等学園、野田特別支援学校、湖北特別支援学校、千葉盲学校、富里特別支援学校、栄特別支援学校、香取特別支援学校、銚子特別支援学校、八日市場特別支援学校、長生特別支援学校、夷隅特別支援学校、安房特別支援学校、君津特別支援学校、槇の実特別支援学校、市原特別支援学校</p> | <p>令和2年12月24日</p> |

| | | |
|-----|--|------------|
| | 千葉北高等学校、習志野特別支援学校、船橋夏見特別支援学校、市川特別支援学校、矢切特別支援学校、我孫子特別支援学校 | 令和2年11月10日 |
| | 千城台高等学校、松戸国際高等学校、多古高等学校、東金高等学校、木更津東高等学校、つくし特別支援学校 | 令和2年11月20日 |
| | 仁戸名特別支援学校、四街道特別支援学校、印旛特別支援学校、飯高特別支援学校、東金特別支援学校、大網白里特別支援学校 | 令和2年12月1日 |
| | 若松高等学校、幕張総合高等学校、千葉西高等学校、八千代西高等学校、旭農業高等学校、袖ヶ浦高等学校 | 令和2年12月16日 |
| 警察署 | 千葉中央警察署、千葉東警察署、千葉西警察署、千葉南警察署、千葉北警察署、八千代警察署、船橋警察署、船橋東警察署、市川警察署、浦安警察署、松戸警察署、松戸東警察署、野田警察署、流山警察署、我孫子警察署、四街道警察署、成田警察署、成田国際空港警察署、印西警察署、香取警察署、匝瑳警察署、山武警察署、東金警察署、茂原警察署、君津警察署、富津警察署、館山警察署 | 令和2年12月24日 |
| | 習志野警察署 | 令和2年11月26日 |
| | 市原警察署 | 令和2年11月18日 |
| | 鴨川警察署 | 令和2年12月17日 |

2 公営企業会計

監査を実施した1機関について、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…なし)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

特になし

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（出先機関等） 1機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|-------|---------|------------|
| 企業局 | 千葉水道事務所 | 令和2年12月10日 |

第3 財政的援助団体等の監査の結果

1 出資団体

監査を実施した9団体について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった団体…1団体)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (1件)

- ・ 経営状況について、改善を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

イ 注意事項 (1件)

- ・ 未収家賃の管理について、早期回収を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

ウ 指導事項 (4件)

- ・ 決算処理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- ・ 支出事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

| 監査対象団体 | 指摘事項等 |
|-----------|--|
| 千葉県住宅供給公社 | <p>指摘事項 令和元年度決算において、182,536,726円の当期純利益を計上したものの、依然として4,083,476,103円の債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。</p> <p>注意事項 賃貸管理事業における令和元年度末の未収家賃は24,578,246円であり、依然として多額となっていることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。</p> |

(3) 監査の実施状況

【出資団体 9団体】

| 実施団体名 (主務課) | 実施年月日 |
|-------------------------------------|------------|
| 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー (商工労働部経済政策課) | 令和2年11月6日 |
| 一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター (商工労働部観光企画課) | 令和2年11月25日 |
| 公益財団法人成田空港周辺地域共生財団 (総合企画部空港地域振興課) | 令和2年11月26日 |
| 公益社団法人千葉県緑化推進委員会 (農林水産部森林課) | 令和2年12月8日 |
| 公益財団法人かずさDNA研究所 (商工労働部産業振興課) | 令和2年12月11日 |
| 公益財団法人千葉県水産振興公社 (農林水産部水産局漁業資源課) | 令和2年12月24日 |
| 千葉県土地開発公社 (県土整備部用地課) | 令和2年12月24日 |
| 千葉県道路公社 (県土整備部道路計画課) | 令和2年12月24日 |
| 千葉県住宅供給公社 (県土整備部都市整備局住宅課) | 令和2年12月24日 |

(4) 団体の概要（監査実施時における団体公表資料）

ア 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

(ア) 目的

千葉県の有する歴史、文化、経済その他の地域的特性を生かし、千葉県で開催される会議、報奨・研修旅行、国際会議、イベント事業等（以下「MICE」という。）を推進するとともに、国際交流の促進等を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a MICE誘致、開催及びそのための支援
- b MICEエリア千葉の広報及び宣伝
- c MICEの企画、調査及び開発
- d MICE及び国際交流に関する情報の収集及び提供
- e 国際交流の機会の提供及び意識の啓発
- f 国際交流に関する団体の活動の振興及びボランティア活動の育成

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------|---------------|------------|---------------|
| 一般正味財産増減の部 | | 一般正味財産増減の部 | |
| 経常費用 | 277,603,208 円 | 経常収益 | 269,233,147 円 |
| 事業費 | 262,264,531 | 基本財産運用益 | 25,102,797 |
| 管理費 | 15,338,677 | 受取会費 | 25,606,000 |
| 当期一般正味財産増減額 | △8,370,061 | 事業収益 | 67,209,869 |
| | | 受取補助金等 | 143,496,699 |
| | | 受取負担金 | 7,219,500 |
| | | 雑収益 | 598,282 |
| 計 | 269,233,147 | 計 | 269,233,147 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 正 味 財 産 | |
|---------|---------------|---------------|-------------------|
| 流動資産 | 132,983,902 円 | 流動負債 | 18,632,165 円 |
| 現金預金 | 103,165,382 | 未払金 | 17,206,444 |
| 未収金 | 28,216,981 | 預り金 | 1,425,721 |
| 前払金 | 1,601,539 | 固定負債 | 59,943,119 |
| 固定資産 | 2,189,796,254 | 長期借入金 | 40,000,000 |
| 基本財産 | 2,135,050,000 | 退職給付引当金 | 19,943,119 |
| 特定資産 | 19,943,119 | (負債合計) | (78,575,284) |
| その他固定資産 | 34,803,135 | 正味財産 | 2,244,204,872 |
| | | 指定正味財産 | 2,135,050,000 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (2,135,050,000) |
| | | 一般正味財産 | 109,154,872 |
| 計 | 2,322,780,156 | 計 | 2,322,780,156 |

(エ) 令和元年度の出捐金、補助金及び貸付金の状況

a 出捐金は、1,300,000,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

 ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金(コンベンション) 89,865,118 円

 ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金(国際) 24,903,010 円

c 貸付金は、次のとおりである。

| 区 分 | 前年度末貸付額 | 当年度貸付額 | 当年度償還額 | 当年度末貸付額 | 備 考 |
|-------|------------|--------|--------|------------|-----------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 長期貸付金 | 40,000,000 | 0 | 0 | 40,000,000 | コンベンション開催準備 資金貸付事業 |

イ 一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター

(7) 目的

南房総国定公園勝浦海中公園内にレクリエーション・教養文化施設を建設し、これらの施設の管理運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く利用者の教養の向上と人間性の回復、自然保護思想の醸成と海中公園地区の保護を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 勝浦海中公園内のレクリエーション・教養文化施設の建設及び管理運営
- b 勝浦海中公園の利用者の誘致及び宣伝
- c 勝浦海中公園の保護のための調査研究及び自然保護思想の啓もう
- d 地方公共団体の所有にかかる施設の管理運営の受託

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自平成31年4月1日

至令和2年3月31日

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------|-------------|------------|-------------|
| 一般正味財産増減の部 | 円 | 一般正味財産増減の部 | 円 |
| 経常費用 | 102,668,267 | 経常収益 | 95,536,502 |
| 事業費 | 94,525,112 | 基本財産運用益 | 4,151 |
| 管理費 | 8,143,155 | 特定資産運用益 | 8,815 |
| 経常外費用 | 19,935,084 | 事業収益 | 67,233,282 |
| 当期一般正味財産増減額 | △7,162,125 | 雑収益 | 8,290,254 |
| | | 特定資産取崩収入 | 20,000,000 |
| | | 経常外収益 | 19,904,724 |
| 計 | 115,441,226 | 計 | 115,441,226 |

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 正 味 財 産 | |
|-----------|---------------|---------------|----------------|
| 流動資産 | 108,489,398 円 | 流動負債 | 2,621,822 円 |
| 現金及び預金 | 77,964,799 | 未払金 | 2,215,226 |
| 定期預金(保証金) | 20,000,000 | 預り金 | 318,326 |
| 未収金 | 9,843,931 | 仮受金 | 88,270 |
| 仮払金 | 680,668 | 固定負債 | 22,727,070 |
| 固定資産 | 354,608,156 | 退職給与引当金 | 2,727,070 |
| 基本財産 | 35,000,000 | 受入保証金 | 20,000,000 |
| 特定資産 | 42,727,070 | (負債合計) | (25,348,892) |
| その他固定資産 | 276,881,086 | 正味財産 | 437,748,662 |
| | | 指定正味財産 | 35,000,000 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (35,000,000) |
| | | 一般正味財産 | 402,748,662 |
| | | (うち特定資産への充当額) | (42,727,070) |
| 計 | 463,097,554 | 計 | 463,097,554 |

(エ) 令和元年度の出資金及び公の施設の管理の状況

- a 出資金は、15,000,000 円である。
- b 公の施設の管理は、次のとおりである。
勝浦海中公園 8,581,272 円

ウ 公益財団法人成田空港周辺地域共生財団

(ア) 目的

成田空港（成田国際空港）の関係自治体及び成田国際空港株式会社と協力し、成田空港周辺地域において、きめ細かな民家防音工事助成事業、騒音対策周辺事業、航空機騒音等の調査・研究事業等生活環境の改善に資する騒音対策事業を実施することにより、成田空港と周辺地域との共生の実現及び成田空港周辺地域の発展に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 成田空港周辺地域における民家防音工事に対する助成であって、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）に基づく騒音対策事業を補完するものとして行う次の事業
 - (a) 騒防法第8条の2の規定により第1種区域として国土交通大臣が指定した区域（以下「第1種区域」という。）に隣接する区域に所在する住宅に対する防音工事助成事業
 - (b) 第1種区域に所在する住宅に対する防音工事助成事業
 - (c) その他(a)及び(b)に掲げる事業に付随する事業
- b 成田空港周辺地域の騒音対策周辺事業（空港からの影響を緩和し、良好な地域づくりに資する事業をいう。）として行う次の事業
 - (a) 航空機騒音の影響下にある住民の健康に係る事業
 - (b) 環境問題に関する講演、研修等空港に起因する問題に対する住民の理解の増進に係る事業
 - (c) 建物等の移転をしようとする住民の円滑な移転の支援に係る事業
 - (d) その他(a)から(c)までに掲げる事業に類する事業
- c 航空機騒音等に関する測定及び調査研究事業

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 一般正味財産増減の部 | | 一般正味財産増減の部 | |
| 経常費用 | 542,597,319 円 | 経常収益 | 526,581,749 円 |
| 事業費 | 519,772,856 | 基本財産運用益 | 504,827 |
| 管理費 | 22,824,463 | 特定資産運用益 | 289,815 |
| 当期一般正味財産増減額 | △16,015,570 | 受託事業等収益 | 3,033,690 |
| 当期指定正味財産増減額 | △21,708,821 | 受取負担金 | 18,624,269 |
| | | 受取寄附金 | 503,892,628 |
| | | 雑収益 | 236,520 |
| | | 指定正味財産増減の部 | |
| | | 基本財産運用益 | 1,591,077 |
| | | 特定資産運用益 | 289,815 |
| | | 受取負担金 | 1,000,000 |
| | | 受取寄附金 | 480,097,557 |
| | | 一般正味財産への振替額 | △504,687,270 |
| 計 | 504,872,928 | 計 | 504,872,928 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 正 味 財 産 | |
|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 流動資産 | 16,097,533 円 | 流動負債 | 25,410,071 円 |
| 現金預金 | 11,895,104 | 未払金 | 19,104,112 |
| 未収金 | 4,079,833 | 預り金 | 583,959 |
| 前払金 | 122,596 | 賞与引当金 | 5,722,000 |
| 固定資産 | 1,652,704,224 | 正味財産 | 1,643,391,686 |
| 基本財産 | 600,000,000 | 指定正味財産 | 1,635,672,536 |
| 特定資産 | 1,035,672,536 | (うち基本財産への充当額) | (600,000,000) |
| その他固定資産 | 17,031,688 | (うち特定資産への充当額) | (1,035,672,536) |
| | | 一般正味財産 | 7,719,150 |
| 計 | 1,688,801,757 | 計 | 1,688,801,757 |

(エ) 令和元年度の出捐金及び負担金の状況

- a 出捐金は、401,561,735 円である。
- b 負担金は、次のとおりである。
航空機騒音測定事業負担金 4,008,000 円

エ 公益社団法人千葉県緑化推進委員会

(7) 目的

県土緑化運動を推進することにより、森林の整備及び公共施設の緑化等を図り、森林の有する多面的機能の維持増進、緑豊かで良好な郷土の創造、県民の豊かで安全な暮らしの実現、さらには地球環境の保全に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）運動の推進及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。
- b 森林整備等（「緑の募金法」第2条第1項に規定する活動をいう。）に係る交付金の交付に関する事業。
- c 森林整備等の事業及び普及啓発に関すること。
- d 県民や企業等による森林整備等の活動に関すること。
- e 森林整備等に係る体験活動等による青少年の健全育成に関する事業。
- f 公共施設等の環境緑化に関すること。
- g 緑化基金に関すること。
- h 林業労働力の確保に関すること。

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

| 費 | 用 | 収 | 益 |
|-------------|------------|-------------|------------|
| 一般正味財産増減の部 | 円 | 一般正味財産増減の部 | 円 |
| 經常費用 | 74,128,413 | 經常収益 | 70,964,091 |
| 事業費 | 69,004,261 | 基本財産運用益 | 274,421 |
| 管理費 | 5,124,152 | 受取会費 | 12,802,000 |
| 当期一般正味財産増減額 | △3,164,322 | 事業収益 | 22,503,177 |
| 当期指定正味財産増減額 | 950,000 | 受取補助金等 | 6,200,000 |
| | | 受取寄付金 | 29,120,802 |
| | | 雑収益 | 63,691 |
| | | 指定正味財産増減の部 | |
| | | 基本財産運用益 | 274,421 |
| | | 受取寄付金 | 950,000 |
| | | 一般正味財産への振替額 | △274,421 |
| 計 | 71,914,091 | 計 | 71,914,091 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 正 味 財 産 | |
|---------|--------------|---------------|---------------|
| 流動資産 | 16,749,254 円 | 流動負債 | 4,738,803 円 |
| 現金預金 | 12,043,704 | 未払金 | 3,311,000 |
| 未収金 | 4,705,550 | 前受金 | 1,036,804 |
| 固定資産 | 243,194,665 | 預り金 | 390,999 |
| 基本財産 | 217,258,859 | 固定負債 | 8,268,016 |
| 特定資産 | 25,935,805 | 退職給付引当金 | 8,268,016 |
| その他固定資産 | 1 | (負債合計) | (13,006,819) |
| | | 正味財産 | 246,937,100 |
| | | 指定正味財産 | 217,258,859 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (217,258,859) |
| | | 一般正味財産 | 29,678,241 |
| | | (うち特定資産への充当額) | (17,667,789) |
| 計 | 259,943,919 | 計 | 259,943,919 |

(エ) 令和元年度の出捐金、補助金及び公の施設の管理の状況

a 出捐金は、55,500,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

みどりの少年団育成事業補助金 550,000 円

林業労働力確保支援センター事業補助金 1,464,000 円

運営費緑化推進事業補助金 6,200,000 円

c 公の施設の管理は、次のとおりである。

緑化推進拠点施設管理 4,765,946 円

オ 公益財団法人かずさDNA研究所

(ア) 目的

ゲノム研究を中心とした生命科学・技術に関する研究を通じ、生命科学・技術による医療・健康づくり、環境及び食糧問題の解決、新技術の産業への応用等を推進することにより、新産業の創出及び産業構造の高度化並びに科学技術の振興を促し、もって人類の福祉に貢献することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a DNA及び生体高分子の構造、機能及び情報の解析研究
- b 解析研究データの蓄積及び提供
- c 解析研究結果の医療、環境及び食糧分野への応用の研究
- d 研究成果の産業への応用及び技術支援
- e 人材の育成及び普及啓発
- f 内外研究機関等との研究交流及び研究協力

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自平成31年4月1日

至令和2年3月31日

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------|-----------------|------------|-----------------|
| 一般正味財産増減の部 | | 一般正味財産増減の部 | |
| 経常費用 | 2,137,221,161 円 | 経常収益 | 2,193,497,781 円 |
| 事業費 | 2,037,041,332 | 基本財産運用益 | 18,592,554 |
| 管理費 | 100,179,829 | 特定資産運用益 | 51,182 |
| 経常外費用 | 8,249,505 | 受取会費 | 10,850,000 |
| 当期一般正味財産増減額 | 48,040,070 | 受取補助金等 | 1,441,069,174 |
| | | 研究支援収益 | 712,881,132 |
| | | 受取寄付金 | 2,000,000 |
| | | 雑収益 | 8,053,739 |
| | | 経常外収益 | 12,955 |
| 計 | 2,193,510,736 | 計 | 2,193,510,736 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 | 産 | 負 債 ・ 正 味 財 産 | |
|---------|---------------|---------------|-----------------|
| 流動資産 | 514,927,619 円 | 流動負債 | 457,034,441 円 |
| 現金預金 | 367,330,739 | 未払金 | 164,362,317 |
| 未収金 | 142,796,784 | 前受金 | 21,127,547 |
| 立替金 | 42,942 | 預り金 | 3,818,375 |
| 前払費用 | 997,408 | 未払消費税等 | 24,230,000 |
| 未収利息 | 3,759,746 | 賞与引当金 | 32,676,134 |
| 固定資産 | 6,020,125,974 | 短期リース債務 | 210,819,768 |
| 基本財産 | 4,818,000,000 | 固定負債 | 643,735,137 |
| 特定資産 | 385,378,485 | 退職給付引当金 | 385,378,485 |
| その他固定資産 | 816,747,489 | 長期リース債務 | 258,356,652 |
| | | (負債合計) | (1,100,769,578) |
| | | 正味財産 | 5,434,284,015 |
| | | 一般正味財産 | 5,434,284,015 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (4,818,000,000) |
| 計 | 6,535,053,593 | 計 | 6,535,053,593 |

(エ) 令和元度の出捐金及び補助金の状況

a 出捐金は、3,750,000,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

公益財団法人かずさDNA研究所事業費補助金 1,051,851,000 円

カ 公益財団法人千葉県水産振興公社

(7) 目的

水産物の安定供給及び漁業者の生産活動の促進を図るため、漁業の振興等に関する事業を行い、もって千葉県の水産業の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 栽培漁業の推進に関する事業
- b 水産業の経営の安定に資する事業

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 一般正味財産増減の部 | | 一般正味財産増減の部 | |
| 経常費用 | 390,673,742 円 | 経常収益 | 399,028,156 円 |
| 事業費 | 360,306,835 | 基本財産運用益 | 714,500 |
| 管理費 | 30,366,907 | 受取会費 | 29,350,000 |
| 経常外費用 | 24,850 | 事業収益 | 74,070,919 |
| 当期一般正味財産増減額 | 8,329,564 | 受取補助金等 | 237,824,396 |
| 当期指定正味財産増減額 | 51,169,994 | 受取負担金 | 11,534,115 |
| | | 受取寄付金 | 45,159,006 |
| | | 雑収益 | 375,220 |
| | | 指定正味財産増減の部 | |
| | | 基本財産受取利息 | 714,500 |
| | | 受取寄付金 | 91,512,000 |
| | | 一般正味財産への振替額 | △41,056,506 |
| 計 | 450,198,150 | 計 | 450,198,150 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 正 味 財 産 | |
|---------|---------------|---------------|----------------|
| 流動資産 | 114,739,114 円 | 流動負債 | 17,855,281 円 |
| 現金預金 | 86,018,715 | 未払金 | 16,466,249 |
| 未収金 | 28,440,426 | 預り金 | 1,389,032 |
| 前払金 | 279,973 | 固定負債 | 2,022,609 |
| 固定資産 | 1,018,549,366 | 退職給付引当金 | 2,022,609 |
| 基本財産 | 200,000,000 | (負債合計) | (19,877,890) |
| 特定資産 | 810,518,081 | 正味財産 | 1,113,410,590 |
| その他固定資産 | 8,031,285 | 指定正味財産 | |
| | | 出捐金 | 200,000,000 |
| | | 寄付金 | 742,388,159 |
| | | 指定正味財産合計 | 942,388,159 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (200,000,000) |
| | | (うち特定資産への充当額) | (742,388,159) |
| | | 一般正味財産 | 171,022,431 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (0) |
| | | (うち特定資産への充当額) | (66,107,313) |
| 計 | 1,133,288,480 | 計 | 1,133,288,480 |

(エ) 令和元年度の出捐金及び補助金の状況

a 出捐金は、200,000,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業費補助金 | 27,900,000 円 |
| 東京湾漁業総合対策事業費補助金 | 5,000,000 円 |
| 漁業経営基盤強化指導事業費補助金 | 3,452,000 円 |

キ 千葉県土地開発公社

(ア) 目的

公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより公有地の拡大の計画的推進を図り、もって地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に資することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
- (a) 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - (b) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - (c) 公営企業の用に供する土地
 - (d) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - (e) 観光施設事業の用に供する土地
 - (f) 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - (g) 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- b 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びにこれらの事業により造成した造成地について借地借家法第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。
- c 上記業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (a) 上記 a の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は上記 b の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (b) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(ウ) 財務の状況

損 益 計 算 書

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------|-----------------|-----------|-----------------|
| 事業原価 | 3,374,803,641 円 | 事業収益 | 3,585,123,938 円 |
| 公有地取得事業原価 | 3,063,319,305 | 公有地取得事業収益 | 3,066,103,936 |
| 土地造成事業原価 | 213,303,457 | 土地造成事業収益 | 470,817,318 |
| 附帯等事業原価 | 332 | 附帯等事業収益 | 914,784 |
| あっせん等事業原価 | 98,180,547 | あっせん等事業収益 | 47,287,900 |
| 販売費および一般管理費 | 165,003,008 | 事業外収益 | 12,413,050 |
| 事業外費用 | 140,000 | 受取利息 | 1,127,081 |
| 支払利息 | 140,000 | 有価証券利息 | 60,421 |
| 当期純利益 | 57,590,339 | 負担金収入 | 10,630,440 |
| | | 雑収益 | 595,108 |
| 計 | 3,597,536,988 | 計 | 3,597,536,988 |

貸 借 対 照 表
(令和2年 3月 31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 資 本 | |
|----------|------------------|-----------|--------------------|
| 流動資産 | 10,845,561,896 円 | 流動負債 | 735,334,948 円 |
| 預金 | 3,878,129,885 | 未払金 | 668,355,389 |
| 未収金 | 1,090,091,000 | 前受金 | 53,254,428 |
| 有価証券 | 30,000,000 | 短期預り金 | 469,651 |
| 公有用地 | 1,979,579,828 | 賞与引当金 | 13,255,480 |
| 代行用地 | 3,519,324,161 | 固定負債 | 7,124,826,519 |
| 完成土地等 | 347,027,682 | 長期借入金 | 6,113,779,082 |
| 代替地 | 703,281 | 退職給付引当金 | 293,893,021 |
| 未収収益 | 706,059 | 預り保証金 | 717,154,416 |
| 固定資産 | 7,716,575,967 | (負債合計) | (7,860,161,467) |
| 有形固定資産 | 375,445,856 | 資本金 | 10,000,000 |
| 無形固定資産 | 1,595,440 | 基本財産 | 10,000,000 |
| 投資その他の資産 | 7,339,534,671 | 準備金 | 10,691,976,396 |
| | | 前期繰越準備金 | 10,634,386,057 |
| | | 当期純利益 | 57,590,338 |
| | | (資本合計) | (10,701,976,396) |
| 計 | 18,562,137,863 | 計 | 18,562,137,863 |

(エ) 令和元年度の出資金、貸付金及び債務保証の状況

a 出資金は、10,000,000 円である。

b 貸付金は、次のとおりである。

| 区 分 | 前年度末貸付額 | 当年度貸付額 | 当年度償還額 | 当年度末貸付額 | 備 考 |
|-------|---------------|--------|--------|---------------|-------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 長期貸付金 | 1,930,000,000 | 0 | 0 | 1,930,000,000 | 土地開発基金、 簿価凍結資金 |

c 債務保証の状況は、次のとおりである。

| 区 分 | 前年度末残高 | 当年度増加額 | 当年度減少額 | 当年度末残高 | 備 考 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 債務保証 | 5,222,487,190 | 1,922,233,604 | 2,960,941,712 | 4,183,779,082 | 公有地取得事 業資金 |

ク 千葉県道路公社

(ア) 目的

千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- b 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき上記 a の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
- c 上記 a に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- d 上記 a の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- e 上記 a から d に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- f 上記 a から e の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、試験及び研究を行うこと。
- g 上記 a の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所」という。）を建設し、及び管理すること。
- h 委託に基づき、上記 a の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
- i 上記 a に規定する地域において、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
- j 上記 i の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- k 上記 g から j に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ウ) 財務の状況

損 益 計 算 書

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

| 費 | 用 | 収 | 益 |
|--------|-----------------|--------|-----------------|
| 管理業務費 | 1,461,847,538 円 | 業務収入 | 2,097,349,296 円 |
| 一般管理費 | 301,670,226 | 受託業務収入 | 62,411,400 |
| 諸減価償却費 | 3,039,370,534 | 業務外収入 | 2,975,083,323 |
| 諸引当損 | 180,332,427 | | |
| 受託業務費 | 62,411,400 | | |
| 業務外費用 | 75,021,739 | | |
| 当期利益 | 14,190,155 | | |
| 計 | 5,134,844,019 | 計 | 5,134,844,019 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 資 本 | |
|----------|----------------|-------------|--------------------|
| 流動資産 | 803,677,396 円 | 流動負債 | 341,035,019 円 |
| 現金及び預金 | 638,316,396 | 未払金 | 310,826,140 |
| 未収金 | 158,439,720 | 未払費用 | 589,531 |
| その他の流動資産 | 345,234 | 預り金 | 1,190,688 |
| 受託業務支払金 | 6,576,046 | 受託業務受入金 | 6,576,046 |
| 固定資産 | 47,856,894,351 | 賞与引当金 | 21,852,614 |
| 事業用資産 | 46,570,966,665 | 固定負債 | 7,211,269,401 |
| 有形固定資産 | 1,279,064,313 | 長期借入金 | 6,935,259,958 |
| 無形固定資産 | 6,863,373 | 退職手当引当金 | 274,121,819 |
| | | 長期リース債務 | 1,887,624 |
| | | 特別法上の引当金等 | 31,645,145,009 |
| | | 道路事業損失補填引当金 | 2,294,382,055 |
| | | 償還準備金 | 29,312,762,954 |
| | | 社会資本整備引当金 | 38,000,000 |
| | | (負債合計) | (39,197,449,429) |
| | | 基本金 | 9,787,250,000 |
| | | 繰越欠損金 | 324,127,682 |
| | | 繰越欠損金 | 338,317,837 |
| | | 当期利益 | 14,190,155 |
| | | (資本合計) | (9,463,122,318) |
| 計 | 48,660,571,747 | 計 | 48,660,571,747 |

(エ) 令和元年度の出資金、補助金、貸付金、負担金及び債務保証の状況

a 出資金は、8,046,000,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

鴨川・房総スカイライン有料道路無料開放に伴う補助金 2,972,000,000 円

c 貸付金は、次のとおりである。

| 区 分 | 前年度末貸付額 | 当年度貸付額 | 当年度償還額 | 当年度末貸付額 | 備 考 |
|-------|-----------|--------|--------|-----------|------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 長期貸付金 | 6,701,000 | 0 | 0 | 6,701,000 | 鴨川有料道路運営資金 |

d 負担金は、次のとおりである。

団体共済組合設立団体負担金 8,363,203 円

南房総地域交通円滑化対策事業に係る負担金 9,643,000 円

e 債務保証の状況は、次のとおりである。

| 区 分 | 前年度末残高 | 当年度増加額 | 当年度減少額 | 当年度末残高 | 備 考 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 債務保証 | 7,221,843,589 | 2,613,175,000 | 2,899,758,631 | 6,935,259,958 | 国土交通省、地方公共団体金融機構、金融機関 |

ケ 千葉県住宅供給公社

(7) 目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 住宅の積立分譲を行うこと。
- b 住宅の建設、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- c 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- d 市街地において行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- e 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- f 賃貸又は譲渡する住宅及び賃貸又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- g 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- h 水面埋立事業を施行すること。
- I 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸、その他の管理、宅地の造成及び賃貸、その他の管理並びに市街地において、みずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸、その他の管理を行うこと。

(ウ) 財務の状況

損 益 計 算 書

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

| 費 | 用 | 収 | 益 |
|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 事業原価 | 3,391,538,180 円 | 事業収益 | 3,808,325,546 円 |
| 一般管理費 | 141,022,395 | その他経常収益 | 27,254,567 |
| その他経常費用 | 112,175,964 | 特別利益 | 394,993 |
| 特別損失 | 8,701,841 | | |
| 当期純利益 | 182,536,726 | | |
| 計 | 3,835,975,106 | 計 | 3,835,975,106 |

貸 借 対 照 表
(令和2年3月31日現在)

| 資 産 | | 負 債 ・ 資 本 | |
|----------|-----------------|-----------|--------------------|
| 流動資産 | 8,060,872,180 円 | 流動負債 | 1,870,962,295 円 |
| 現金預金 | 4,720,237,991 | 次期返済長期借入金 | 1,403,299,102 |
| 有価証券 | 1,223,744,032 | 未払金 | 397,234,214 |
| 未収金 | 46,404,059 | 前受金 | 9,942,446 |
| 貯蔵品 | 113,878 | 預り金 | 56,132,053 |
| 分譲事業資産 | 2,056,111,860 | その他の流動負債 | 4,354,480 |
| 前払金 | 2,763,229 | 固定負債 | 30,550,715,084 |
| その他流動資産 | 14,420,410 | 長期借入金 | 27,967,228,966 |
| 貸倒引当金 | △2,923,279 | 預り保証金 | 355,604,368 |
| 固定資産 | 20,277,329,096 | 繰延建設補助金 | 624,155,900 |
| 賃貸事業資産 | 11,918,668,365 | 引当金 | 1,603,725,850 |
| その他事業資産 | 1,035,162,984 | (負債合計) | (32,421,677,379) |
| 有形固定資産 | 55,934,767 | 資本金 | 10,000,000 |
| 無形固定資産 | 17,474,877 | 剰余金 | △4,093,476,103 |
| その他の固定資産 | 7,272,954,101 | (資本合計) | (△4,083,476,103) |
| 貸倒引当金 | △22,865,998 | | |
| 計 | 28,338,201,276 | 計 | 28,338,201,276 |

(エ) 令和元年度の出資金、補助金、負担金及び貸付金の状況

a 出資金は、10,000,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

管理受託特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 7,045,200 円

c 負担金は、次のとおりである。

地方職員共済組合団体共済部地方公共団体負担金 14,420,410 円

d 貸付金は、次のとおりである。

| 区 分 | 前年度末貸付額 | 当年度貸付額 | 当年度償還額 | 当年度末貸付額 | 備 考 |
|-------|----------------|--------|---------------|----------------|--------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 公社経営健全化資金、賃貸住宅建設資金 |
| 長期貸付金 | 20,764,883,708 | 0 | 1,001,266,666 | 19,763,617,042 | |

2 補助金交付団体

I 学校法人（私立高等学校）

監査を実施した5団体について、おおむね適正と認められた。

（指摘事項又は注意事項のあった団体…なし）

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

特になし

(3) 監査の実施状況

【学校法人（私立高等学校） 5団体】

| 実施団体名 | 実施年月日 |
|---------------------------|------------|
| 学校法人君津学園 市原中央高等学校 | 令和2年11月18日 |
| 学校法人鎌形学園 東京学館船橋高等学校 | 令和2年11月20日 |
| 学校法人日本大学第一学園 千葉日本大学第一高等学校 | 令和2年11月20日 |
| 学校法人聖書学園 千葉英和高等学校 | 令和2年11月20日 |
| 学校法人紅陵学院 拓殖大学紅陵高等学校 | 令和2年12月11日 |

（主務課 総務部学事課）

II その他の団体

監査を実施した1団体について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

（指摘事項又は注意事項のあった団体…1団体）

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項（1件）

- ・ 長期滞留債権について、早期解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

| 監査対象団体 | 指摘事項等 |
|----------------------|--|
| 社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 | 注意事項 生活福祉資金貸付事業に係る長期滞留債権について、4,798,524,673円と極めて多額であり増加傾向にあることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。 |

(3) 監査の実施状況

【その他の団体 1 団体】

| 実施団体名 (主務課) | 実施年月日 |
|---------------------------------|------------|
| 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 (健康福祉部健康福祉指導課) | 令和2年11月10日 |

3 公の施設の管理団体

監査を実施した2団体について、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった団体…なし)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

特になし

(3) 監査の実施状況

【公の施設の管理団体 2 団体】

| 実施団体名 | 実施年月日 |
|---|------------|
| J & T 共同体 〔施設名 青葉の森公園芸術文化ホール〕 〔主務課 環境生活部県民生活・文化課〕 | 令和2年11月10日 |
| 千葉自然学校グループ 〔施設名 千葉県立君津亀山少年自然の家〕 〔主務課 教育庁教育振興部生涯学習課〕 | 令和2年12月11日 |